

一般貨物自動車運送事業の事業計画変更認可申請書

平成 年 月 日

殿

申請者氏名又は名称

住所

代表者の氏名

印

一般貨物自動車運送事業の事業計画変更について、貨物自動車運送事業法第9条第1項の規定により下記のとおり変更認可申請をします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏名又は名称

住所

代表者の氏名

2. 変更しようとする事項

利用運送事業の開始（別紙 新旧対照表のとおり）

特別積合せ貨物運送事業の開始（別紙 新旧対照表のとおり）

その他（別紙）

3. 変更を必要とする理由

一般貨物自動車運送事業
 第二種貨物利用運送事業
 (内航・外航・鉄道・航空)
 第一種貨物利用運送事業(自動車)

事業計画変更認可申請書
 集配事業計画変更認可申請書
 事業計画変更届出書(鉄道のみ)
 登録事項変更届出書

事業計画変更届出書
 集配事業計画変更届出書

		申請等年月日	年 月 日
運輸局長	殿	事業者番号	No.
運輸支局長	殿	事業者番号(登録番号)	No.
申請者住所			印
フリガナ			
申請者名			
代表者名	連絡担当者		
郵便番号	〒	電話番号 ()	

変更申請又は変更届出の内容(項目)		
貨物自動車運送事業法関係	貨物利用運送事業法関係	
1. 主たる事務所(名称・位置) 2. 営業所(名称) 3. 営業所(位置) 4. 事業用自動車の種別ごとの数 5. 自動車車庫(位置・収容能力) 6. 休憩・睡眠のための施設(位置・収容能力)	1. 主たる事務所(名称・位置) 2. 営業所(名称・位置) 3. 貨物の集配に係る営業所(名称・位置) 4. 各営業所に配置する事業用自動車の数 5. 自動車車庫(位置・収容能力) 6. 休憩・睡眠のための施設(位置・収容能力)	
変更項目	(新)	(旧)
	-----	-----
	-----	-----
	-----	-----
	-----	-----
	-----	-----
(変更理由又は届出事由発生年月日)		

注1 表題の()内の運送機関については、該当する利用運送機関のみを記載するものとし、 内は該当する箇所をチェックすること。
 注2 事業者番号については、一般貨物自動車運送事業は上段に、貨物利用運送事業は下段にそれぞれ記載する。
 注3 認可申請及び事前届出にあっては、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができるものとし、事後届出にあっては、氏名の記載のみでよい。

事業計画変更で利用運送事業を始めようとする場合の添付書類です。
詳細は中国運輸局自動車交通部貨物課までお問い合わせ下さい。

〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30 (082)-228-3438

貨物自動車運送事業者が行う 利用運送事業の添付書類

1. 事業の用に供する施設の概要及び付近の状況を記載した書類

(ただし、貨物自動車運送事業と同位置施設で有れば添付の必要は有りません。)

イ. 施設の案内図、見取図、平面(求積)図面、写真 -----

ロ. 施設が都市計画法等関係法令に抵触しないことの宣誓書 -----

ハ. 施設の使用権原を証する書面

自己所有・・・不動産登記簿謄本(写)等 -----

借入・・・賃貸借契約書(写)等 -----

2. 利用する事業者との運送に関する契約書の写し -----

3. 貨物の保管施設を必要とする場合

保管施設の面積、構造及び付属設備を記載した書類 -----

上記の書類により審査を行いますが、必要に応じ追加書類を求めることがあります。

事業計画変更で特別積合せ貨物運送事業を始めようとする場合の添付書類です。
詳細は中国運輸局自動車交通部貨物課までお問い合わせ下さい。

〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30 (082)-228-3438

一般貨物自動車運送事業者が行う特別積合せ 貨物運送事業の記載事項及び添付書類

事業計画新旧対照表 記載事項

1. 特別積合せ貨物運送に係る営業所及び荷扱所の名称及び位置
2. 休憩睡眠施設の位置及び収容能力
3. 車庫の位置及び収容能力
4. 営業所又は荷扱所の積卸施設の収容能力
5. 営業所に配置する事業用自動車の数及び運行車の数
6. 運行系統及び運行系統ごとの運行日並びに最大及び最小の運行回数

添付書類

1. 事業用自動車の乗務に関する基準を記載した書類 -----
・貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第3条第7項の規定により定めなければならないこととされている場合（運行系統が100kmを超える場合）に限る
2. 事業の用に供する施設の概要及び付近の状況を記載した書類（事業計画に変更があるもの）
イ. 施設の案内図、見取図、平面（求積）図面、写真 -----
（写真は営業所・休憩室・積卸施設の外観及び内部
・車庫の全体図及び出入口と前面道路の様子が解るもの）
ロ. 施設が都市計画法等関係法令に抵触しないことの宣誓書 -----
ハ. 施設の使用権原を証する書面 -----
自己所有・・・不動産登記簿謄本又は納税証明書等 -----
借入・・・賃貸借契約書（写）・使用承諾書（写）等 -----
（事業用として使用可能であること又、車庫については面積と地目も記入下さい。）
ニ. 車庫前面道路の道路幅員証明書（前面道路が国道の場合は不要） -----
ホ. 計画する事業用自動車の使用権原を証する書面 -----
車両購入・・・売買契約書（写）又は売渡承諾書（写）等 -----
リース・・・自動車リース契約書（写） -----
自己所有・・・自動車検査証（写） -----
3. 運行系統図「縮尺20万分の1以上の平面図」 -----
（次に掲げる事項を記載してあること）
イ. 起点、終点及び経過地の位置
ロ. 特別積合せ貨物運送に係る営業所及び荷扱所の名称及び位置
ハ. 縮尺及び方位
4. 積合せ貨物に係る紛失等の事故の防止その他特別積合せ貨物運送の管理の体制を記載した書類 ---
5. 推定による一年間の取扱貨物の種類及び数量並びにその算出の基礎を記載した書類 -----
（様式2）

上記の書類により審査を行います。必要に応じ追加書類を求めることがあります。

事業計画新旧対照表(利用運送にかかるもの)

1. 利用運送を行うかどうかの別

新	する	旧	しない
---	----	---	-----

2. 利用運送にかかる事業計画(新設)

営業所	名称	営業所		一般と併用 ・ 利用のみ
	郵便番号 〒		電話番号	()
	位置			
業務の範囲		一般 ・ 宅配	保管施設	有 ・ 無
保管施設	郵便番号 〒		面積	m ²
	所在地			
利用する運送事業者	名称			
	位置			
	名称			
	位置			
	名称			
	位置			

事業計画新旧対照表の記入の仕方（新規特積開始時）

営業所及び荷扱所の名称及び位置（特別積合せ貨物運送開始に伴うものを記入してください。）

- ・ 営業所の区分について、旧は一般、新は併用又は特積となります。
- ・ 荷扱所の区分は特積となります。
- ・ 荷扱所の場合のみ直営か委託の別を記入してください。
- ・ 委託荷扱所の場合は委託先事業者名を記入してください。

営業所に配置する事業用自動車の種別及び種別ごとの数

運行車を内数で記入してください。

旧の括弧書きは0となります。

自動車車庫の位置及び収容能力

- ・ 荷扱所の場合は記入する必要はありません。
- ・ 面積は、小数第2位まで（第3位は切り捨て）記入してください。

事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員の休憩又は睡眠のための位置及び収容能力

- ・ 荷扱所の場合は記入する必要はありません。
- ・ 面積は、小数第2位まで（第3位は切り捨て）記入してください。

営業所又は荷扱所の積卸施設の収容能力

- ・ 停留場所、取卸・積込用施設、仕分施設、一時保管施設の4つをそれぞれに設定してください。
- ・ 面積は、小数第2位まで（第3位は切り捨て）記入してください。

運行系統及び運行日並びに最大及び最小の運行回数

経過地が起点あるいは終点の同一県にある場合は、記入する必要はありません。

最小運行回数は1回以上の数を記入してください。

運行日は、基本的には毎日ですが、休日は除くことができます。

例；（土日が休日の場合）土曜、日曜以外の毎日

例；（年末年始が休日の場合）12 / 28 ~ 1 / 3以外の毎日

事業計画の内容(新旧対照表)

変更事項

1. 営業所又は荷扱所の名称及び位置(関係分のみ)

	営業所・荷扱所名	一般・特種・併用の別	位置	規模	利用運送の有無	直営・委託の別	委託先事業者名	新規・廃止・変更
新				m ²				
				m ²				
				m ²				
				m ²				
				m ²				
旧				m ²				
				m ²				
				m ²				
				m ²				
				m ²				

2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び種別ごとの数(関係分のみ)

括弧書きは運行車の数(内数)

	営業所名	普通	小型	牽引	被牽引	計
新		()	()	()	()	
		()	()	()	()	
		()	()	()	()	
		()	()	()	()	
		()	()	()	()	
旧		()	()	()	()	
		()	()	()	()	
		()	()	()	()	
		()	()	()	()	
		()	()	()	()	

3. 自動車車庫の位置及び収容能力(関係分のみ)

	営業所名	位置	収容能力
新			m ²
			m ²
			m ²
			m ²
			m ²
旧			m ²
			m ²
			m ²
			m ²
			m ²

4. 事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力
(関係分のみ)

	位置	収容能力
新		m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²
旧		m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²

5. 営業所又は荷扱所の積卸施設の取扱能力(関係分のみ)

	営業所名	停留場所	取御・積込用施設	仕分施設	一時保管施設	一時保管施設	合計
新		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
旧		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

6. 運行系統及び運行系統ごとの運行日並びに最大及び最小の運行回数(関係分のみ) キロ程は10km未満切捨て

	起点	経過地	終点	キロ程	運行回数 最小	運行回数 最大	運行日
新							
旧							

運行系統別乗務基準(記載例)

業務の開始、終了、過点等 業開終経地	時間												備考	
	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	平均速度 一般道路 40km/h 高速道路 80km/h	
東広島営業所 志和IC 福山PA 玉島IC 倉敷営業所														合計時間
点呼、 点検等	—													0:10
運 転 時 間		—	—	—										2:00
積 み 卸	—													0:20
休 憩			—											0:30

経過地点等には起点・終点・経過地・休憩地点・IC等を記載すること

様式2

推定による一年間の取扱貨物の種類及び数量並びにその算出の基礎

稼働日数		月間	日・年間	日
輸送品目				
年間輸送トン数				
輸送区間				
一回	走行キロ			
	実車キロ			
	空車キロ			
車両の積載量				
車体の形状				
一両当たり	一日の運行回数			
	一日の輸送トン数			
	年間の走行キロ			
車両数				
年間の走行キロ				
総輸送トン数				
総走行キロ				

< 様式2 作成にあたっての留意点 >

1. 推定による1年間の取扱貨物の種類及び数量等
 - (1) 稼働日数の欄は、1ヶ月平均の稼働日数と1年間の稼働日数を記入してください。
 - (2) 輸送品目の欄は、輸送品目別、車両の積載量別に記入してください。
 - (3) 輸送トン数が車両数又は車両積載量との関係において妥当なものであること。
 - (4) 輸送区間については出来る限り市町村名で記入すること。
 - (5) 車両積載量の欄は、申請に係る車両の積載量別に記入すること。
 - (6) 車体の形状欄は、バン、キャブオーバー、ダンプ、タンク車等に形状を記入すること。
 - (7) 1両当たりの欄について、一日の平均を記入すること。
 - (8) 車両数の欄は、輸送品目、車両の積載量に対応する車両数を記入してください。
 - (9) 総走行キロ、総輸送トン数の欄は、輸送貨物の総合計について記入してください。
2. 輸送品目が多い等により1枚で書ききれない場合は、別葉(同一様式)で追加して記入してください。

中国運輸局長 殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業計画のうち営業所、車庫及び休憩・睡眠施設について、都市計画法等関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

印

平成 年 月 日

中国運輸局長 殿

(住所)

(氏名)

⑩

就 任 承 諾 書

私は、 _____ が一般貨物自動車運送事業
の事業計画を認可された場合、運行管理者として就任することを承
諾しています。

備考：氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

平成 年 月 日

中国運輸局長 殿

(住所)

(氏名)

⑩

就 任 承 諾 書

私は、 _____ が一般貨物自動車運送事業
の事業計画が認可された場合、整備管理者として就任することを承
諾しています。

備考：氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。